

【目的と被扶養者の定義】

主に被保険者（ご本人）の収入で生活している家族は「被扶養者」といい、健康保険の給付を受けることができます。但し、健康保険法で定められた一定の条件を満たす必要があります。健康保険法上の被扶養者と所得税法上の扶養家族では、考え方の異なる点が多々あります。

【条件の根拠の法令等】

この条件は、健康保険法第3条第7項の規定により、被扶養者認定を厳正・公平に実施するために定められています。既に認定済みの者の再審査・再認定についても本基準を適用します。⇒よって毎年の検認調査が必要です。

【被扶養者認定の条件】

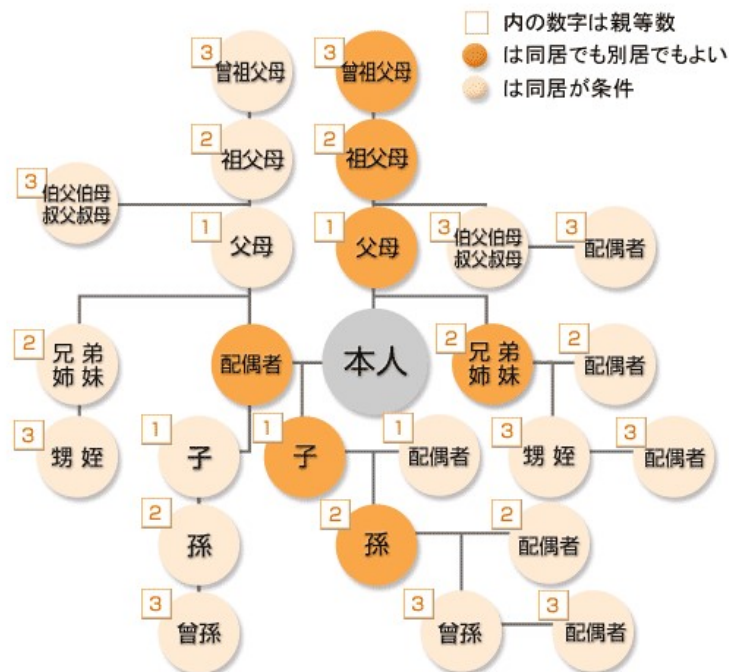
下記のすべての条件を満たす必要があります、健保組合では条件に関し、総合的に厳正に審査した上で被扶養者に該当するか審査します。

1) 被扶養者の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居（同一世帯）・別居により、条件が異なります。

※同居（同一世帯）とは住居と家計を共有すること、2世帯住宅の生活や世帯分離は該当しない。

※後期高齢者医療等を含めた、他の健康保険組合の被保険者及び被扶養者ではない者。



2) 生計維持とは

認定対象者に被保険者以外の主たる生計維持扶養義務者がいないこと。

被保険者が被扶養者の生計費の最低 1/2 以上を、継続して負担していること。

3) 認定対象者の年収

認定対象者の年収は、130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上または障害者である場合は 180 万円未満）であること。

4) 収入の範囲

- ①給与収入（非課税の交通費及び賞与を含む）※源泉徴収票には交通費が含まれず要注意。
- ②失業給付金
- ③健康保険の傷病手当金・出産手当金
- ④各種年金収入（厚生・国民・共済・企業・恩給・自社・遺族・障害・私的年金等）
- ⑤利子収入（預貯金・有価証券利子等）
- ⑥投資収入（株式等）

株式、投資信託、債券(国債、外債等)、FX(外国為替証拠金取引)等、いわゆる資産運用に係るもので恒常的収入がある（見込まれる）もの。

- ・投資収入は（譲渡価額－取得価額）です。委託手数料は差し引きません。
- ・株式等を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入とみなします。
※相続した株式等を一度に全て売却した時は、収入とはみなしません。
- ・投資収入がマイナスとなった場合、収入は0円として取扱います（他の収入と合算するときも同様）。
- ・単年の投資収入で判断します。過去の繰越損失金は考慮しません。

- ⑦不動産収入（土地・家屋・駐車場等賃貸収入等）

※相続した不動産等を一度に全て売却した時は、収入とはみなしません。

- ⑧雑収入（原稿料・講演料・印税等）
- ⑨被保険者以外からの仕送り（生計費・養育費等）
- ⑩その他、生活費になりうる収入

5) 仕送りについて

別居の被扶養者に収入がある場合、下記の条件を満たす場合のみ被扶養者として認定対象者であるとみなします。

- ・年間収入が130万円未満（60歳以上又は障害者等は180万円未満）

かつ

- ・年間収入が被保険者からの年間の送金額より少ない

かつ

- ・年間収入と被保険者からの年間の送金額の合計が130万円以上

別居の被扶養者に収入がない場合は、原則、被保険者からの年間の送金額が130万円以上の場合に被扶養者として認定対象者であるとみなします。

※ただし、年間の送金額が130万円に満たない場合、実際の生計費の実態が分かる書面を提出のうえ、生計費を上回る送金額が確認できる場合は認定対象者であるとみなすこともあります。

また、仕送りは銀行振り込みや現金書留等、第三者の「仕送り証明」が毎月継続して確認できる形式で行う必要があります。

※仕送り証明は検認（扶養資格調査）時に必要のため、過去1年分を保管してください。

※業務命令による別居（単身赴任）、学生の遠地進学の場合、16歳未満の方は、仕送り証明は不要です。

【自営業（個人事業主）の取扱い】

自営業者（個人事業主）は、社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとなっておりますが、実際の事業内容が、パート労働者等と同等な収入水準の方は、被扶養者として認定対象者であるとみなします。

認定対象者の条件

- ・営業収入（総収入）から直接的必要経費を差し引いた額が、130万円未満（60歳以上または障害者である場合は180万円未満）であること。

かつ

- ・従業員を雇っていない方。

※認定対象者であっても、審査の結果、認定とならない場合があります。

※税務署の受付印のある最新の確定申告書（コピー）の提出が必要です（電子申請の場合は受理日時の記載があるもの）。また、他にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※直接的必要経費：事業運営に直接的に必要と認められる原材料等の費用であり、その費用なしには当該事業が成り立たない最小限の経費です。当健康保険組合における「直接的必要経費」は下表のとおりとします。営業収入（総収入）から差し引ける必要経費は、所得税法上で認められている経費とは異なります。確定申告における所得金額が、そのまま収入とみなされるわけではありませんので、ご注意ください。

直接的必要経費一覧表（記載のない経費は、事業内容等により判断します）

科目（所得税法）	控除の可否	備考
売上（仕入）原価	○	
給与賃金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため認められません。
外注工賃	△	事業内容および「直接的必要経費申告書」にて判断します。
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、事業所負担分と自宅負担分が明確である書類が添付された場合のみ経費として認められます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業内容および「直接的必要経費申告書」にて判断します。
水道光熱費	△	地代家賃と同じ
旅費交通費	△	事業内容および「直接的必要経費申告書」にて判断します。 ※通勤費は認められません。
通信費	△	地代家賃と同じ
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	事業内容および「直接的必要経費申告書」にて判断します。
消耗品費	△	事業内容および「直接的必要経費申告書」にて判断します。
福利厚生費	×	
研修費	×	
加盟料	×	
新聞図書費	×	
会議費	×	
支払手数料	×	
諸会費	×	
教材費	×	
衣装・美容代	×	
青色申告特別控除	×	
雑費	×	

○は、直接的必要経費として認められる経費です。

△は、備考欄の条件を満たした場合に、直接的必要経費として認められる経費です。

×は、直接的必要経費として認められない経費です。

(注) ○の経費については、原則として、その裏付けとなる資料の添付は必要ありませんが、必要に応じ添付をお願いすることがあります。

△の経費であって、備考欄の条件を満たす場合は、「直接的必要経費申告書」を添付してください。

【被扶養者の帰属】～扶養能力がある人が複数いる場合～

- ・夫婦共同扶養では被扶養者とすべき者の員数に関わらず、原則として被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者とします。
- ・夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ・夫婦片方が共済組合の組合員であり、扶養手当等の手当てが支給されている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とします。

【扶養事実の立証義務】～皆様に書類で証明いただく必要があります～

- ・被保険者は健康保険法第197条2項にもとづき、以下の扶養事実に関わる客観的な書類を準備、提出する必要があります。 *親族関係、生計維持関係（世帯、収入状況等）
- ・事業主は健康保険法第197条第1項により、被保険者に対し扶養に関する事実を証明する書類を提出させ、健保組合実施の審査・認定に必要な事務を行うものとします。
- ・健保組合は健康保険法第197条に則り、被保険者と事業主に対し報告を求め、追加の証明を提出させることができます。
- ・健保組合が提出を求める書類を、被保険者が正しい理由なく期日までに提出しない時や、確認に対する回答を拒否した場合は、被保険者が認定対象者に関する資格審査を受ける意思がないとみなし、審査対象外とすることができます。

【認定時期】～扶養者として認定される時期について～

- ・認定は健保組合が被扶養者の資格を満たすとした確認日にその効力を発揮します。
但し、事由発生日から1カ月以内に事実証明可能な書類が提出され、組合が確認できた場合は、遡及して認定することができます。
※組合での書類確認が1か月を超えた場合、認定日までの空白期間は国保などへご加入ください。

【扶養資格調査 検認】～毎年、条件維持の確認が必要です～

- ・健保組合は健康保険法施行規則第50条1項により、毎年被扶養者の資格調査を行い、被保険者に必要な書類の提出を求めることができます。
- ・被保険者を雇用する事業主は健康保険法施行規則第50条2項3項により、被保険者に必要書類の提出を求め、遅滞なく組合に提出しなければなりません。

※検認（扶養資格調査）時には、下記の書類提出が必要なので保管をしてください。

直近3か月の給与明細書、課税/非課税証明書、年金通知書及び確定申告書等のコピー、送り証明（対象の場合）